

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

最近の更新

9/4/20: 自宅隔離期間は発熱がなくなってから72時間から24時間に変更されました。他者へ感染させる可能性のある期間は、症状が始まる前の48時間から2日間に変更されました。

職場を管理する立場にある場合、COVID-19に関連する問題を従業員やクライアント、顧客の間でどのように対処するか懸念を抱く可能性があります。以下に示すのは、職場でのCOVID-19の確認済みまたは疑いのある事例について、公的機関および民間企業の責任者から受けた質問に対する回答です。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) またはウイルスに関する最新情報の詳細については、公衆衛生局 (DPH) のウェブサイト、<http://www.publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus> をご覧ください。

1. 私は従業員数の多い郡庁舎を管理しています。体調の悪い従業員が出勤してきました。その従業員は自分がウイルスに感染しているか分からないとのこと - 症状は軽度で、他の従業員に会う前に病気について報告を受けました。

病気の従業員は早急に帰宅させてください。呼吸困難、圧迫、胸の痛み、唇の青み、混乱など重篤な症状がある場合は、9-1-1に連絡してください。症状が軽度の場合は、担当の医師に診察を依頼してください。従業員が動ける場合、在宅勤務またはリモートで作業するための手配など、代替作業オプションを検討してください。COVID-19 のような呼吸器疾患のある方の在宅ケアに関するガイダンスは、<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/covidcare/> をご覧ください。

他の従業員は、症状の現れた従業員との接触について検証してください。

- 病気の従業員と病気の症状が現れているとき、または症状が現れる前の2日間以内に濃厚接触した場合は、帰宅して14日間の自己検疫を開始してください。濃厚接触とは、COVID-19 感染者と6フィート以内の距離に15分間以上一緒にいた、または感染者の体液に防備なしに曝露した（例：近くで人が咳やくしゃみをした、飲み物や食器を共有した）ことを指します。
- 病気の従業員と病気の症状が現れているとき、または症状が現れる前の2日間（48時間）以内に接触がなかった従業員は、職場に留まれます。呼吸器感染症の拡大を防ぐための一般的な手順に従うよう従業員に注意してください。すべての責任者は従業員に対し、頻繁な手洗いを促進し、他の従業員の電話、机、オフィス、または他の作業道具や機器の使用を避け、6フィートの社会的距離を保ち、頻繁に触れる物体や表面を消毒し清掃するように促してください。また病気の場合は自宅待機するよう積極的に促してください。

2. 病気の症状がみられる顧客またはクライアントが訪れた場合はどうしたらいいですか？

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

職場に顧客やクライアントが訪れる場合は、訪問者が簡単に良い衛生状態や呼吸状態を保つためのエチケットを実践できるようにしてください。病気の人には、オンラインで連絡をするよう依頼する内容のサインを掲示しましょう。入口付近にティッシュ、ゴミ箱、非接触型手指消毒液ディスペンサーを提供してください。そして従業員には訪問者が病気であるかどうかにかかわらず、相手と6フィートの安全な距離を保ち、社会的距離措置に従っていることを確認してください。6フィート以内の距離で接する必要がある場合は、一緒にいる時間を15分未満に抑えるようにしてください。

顧客やクライアントが去った後、環境保護庁（EPA）に認可され、新型コロナウイルス性病原体に対し効果的と示すラベルが付いた洗浄剤を使用して、訪問者が触れた可能性のあるドアノブやプッシュバー、エレベーターのボタン、トイレのドアなどを拭いて綺麗にしてください。

3. ある従業員から、COVID-19 検査で陽性反応が出たという報告の電話を受けました。その従業員は仕事に明確な症状はありませんでしたが、他の人と密接に作業をしており、COVID-19 にさらした可能性があります。どのような手順を踏む必要がありますか？

従業員は自宅で自己隔離して下さい。症状が出ない場合は、検査後少なくとも10日間は自粛してください。ある時点で症状が出た場合は、症状が現れた日から10日間、かつ解熱剤を使用しない状態で発熱が治まり、かつ症状（咳、息切れなど）が改善してから1日間経過するまで、自己隔離する必要があります。

症状がなくとも検査で陽性な人は、検査日の2日前から感染症があるとみなされます。感染症がある人と密接していた従業員は、接触の時点から14日間自宅で自己検疫して下さい。これは、感染した同僚が発症する、または検査後に症状が出た場合にも適用されます。検査の結果、勤務中にCOVID-19に感染していたことが判明した場合は、14日間の検疫ルールが適用されます。

密接とは、感染者から15分以上6フィート以内にいた人、または病気の従業員の体液に無防備に直接接触する（例えば、咳やくしゃみ、または飲み物や食器の共有）ことです。

他の従業員に誰が病気であることを伝えることは法的に禁止されています。個人的な医療情報を開示することは、患者の権利の侵害です。従業員は感染者が誰であることを推測するかもしれませんが、責任者としてその情報を漏らすことは違法です。それを踏まえ、他の従業員や顧客を保護するために実行できる手順があります。

- 工作中、休憩中、または昼食時に、この従業員と上述したような密接な接触した人を特定してください。そのような従業員はウイルスにさらされた危険性があるので、感染した従業員と症状が現れているとき、または症状が現れる前の2日間（48時間）以内に濃厚接触した場合は、最後に密接な接触をした時から14日間の自己検疫を開始してください。通常ウイルスが出現する期間である14日間の間に症状が現れない場合は、安全に職場に戻ることができます。それまでの間、遠隔で作業ができるかもしれません。従業員は COVID-19にさらされた

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

方のための公衆衛生局のガイド

(<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncoronavirus2019/covidquarantine/>) から曝露後の自宅検疫についてさらに学ぶことができます。

- ドアノブやプッシュバー、エレベーターのボタン、トイレのドア、コピー機または他の事務機器など、従業員が触れた可能性のある職場の機器や表面を 徹底的に洗浄および消毒してください。環境保護庁 (EPA) に認可され、新型コロナウイルス病原体に対し効果のあることを示すラベルが付いた洗浄剤を使用してください。

他の従業員が検疫中に症状を発症した場合、その従業員は上記の職場復帰ガイドライン (症状が現れてから10日後、かつ解熱剤を使用せずに発熱が解消し、かつ症状が改善してから1日後) を遵守しなければなりません。

4. 従業員の一人がCOVID-19感染の疑いがありますが、検査を受けていません。

このような場合は、上記したCOVID-19の検査で陽性と判明した従業員に対する手順と同じ手順をすべて実行してください。現在の集団発生の期間中、風邪やインフルエンザのような症状を持つ多くの人が COVID-19に感染している可能性があります。殆どの人は軽度な症状で、適切な在宅ケアで回復するので、医療機関での治療やCOVID-19検査を受ける必要はありません。上記のように、COVID-19感染の疑いがある従業員は自己隔離をし、その従業員と症状が現れているとき、または症状が現れる前の2日間以内に濃厚接触した従業員は、感染の疑いがある人と最後に接触した日から14日間自宅待機しなければなりません。医療システムへの負担を軽減するために、従業員が呼吸器疾患で欠勤することを証明する目的、または従業員の職場への復帰を許可する目的で、医師の診断書を従業員に要求しないでください。

5. 顧客、クライアント、またはビジネスアソシエイトのような公衆の人と交流があった後に、その方から感染症が判明したと連絡を受け、従業員がCOVID-19にさらされた事が分かりました。どのような手順をとればいいですか？ 曝露した可能性のある従業員以外の人についてはどうしたらいいですか？

従業員と訪問者とのやり取りについて確認してください。もしその従業員が病気の人と、6フィート以内の距離に15分間以上一緒にいた場合、または病気の人との呼吸器分泌物に防備なく直接接触した場合 (例: 顔への咳やくしゃみ)、その従業員は接触した日から14日間、自宅検疫をする必要があります。前述にあるように、在宅勤務をオプションとして提供することもできます。他の従業員が曝露されていないかどうか、また自宅検疫の基準を満たしているかどうかを確認してください。誰も感染している訪問者と密接かつ長時間にわたる接触をしていなかった場合、継続的な感染管理をする以外には、従業員を保護する手段を講じる必要はありません。

ただし、従業員が無事であっても、他の顧客が訪問者の近くにいた可能性がありますので、顧客を保護する対策を講じてください。これは、顧客が施設に入るために並ぶ屋外の列、施設内の列、オフィスの外の待合室、または書類に記入したりその他のビジネスを行ったりするために顧客同士が並んで立つスタンディングデスクなどで接触した可能性があるため注意してください。施設を訪れた人々の身元を知

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

っており、感染者と密接に接触していた可能性がある場合は、その方達に連絡し、自宅検疫が必要であることを通知してください。自宅検疫に関する公衆衛生局のガイダンスは以下を参照するよう伝えてください。<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/covidquarantine/> 曝露された可能性のある人々の身元がわからない場合、次善の策として ウェブサイトまたはソーシャルメディアに知らせを投稿し、感染者がいた時間帯に施設を訪れた人に対し、ウイルスにさらされたリスクと自身の健康を監視することを促してください。また 公衆衛生局の曝露された場合のためのガイダンスを紹介してください。<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/covidquarantine/>

6. 私は政府のソーシャルサービス機関を管理しており、オフィス閉鎖の指示が出され、特に脆弱なクライアントにサービスを提供するために自宅訪問を行うようになるまでオフィスでクライアントにサービスを提供していました。クライアントの一人がCOVID-19の感染者だと判明しました。

オフィスでそのクライアントにサービスを提供していた場合、クライアントに症状が現れている間、および症状の現れる前の2日間に 誰が濃厚接触（6フィート未満、15分以上）していたかを特定する必要があります。前述した内容（項目5）と同様、スタッフの誰が病気の人とどのくらいの期間接触したかを確認してください。長時間接触している人は、自宅で検疫する必要があります。

そのクライアントの症状が現れる2日前を含む発症期間中、自宅でそのクライアントに対応した場合、在宅訪問者がリスクにさらされています。在宅訪問者は、病気のクライアントに最後に接触した日から14日間 自宅検疫しなければなりません。ここでも在宅勤務のオプションが可能です。プログラムの他のスタッフは、通常通り仕事を継続できます。

7. 公安機関を指揮しています。私の部下の一人が病気のまま勤務していたため、他の最前線の公安職員が曝露されました。全員を帰宅させることはできません。どうすればいいですか？

他の病気の従業員と同様、その従業員は、症状が現れた日から10日間、かつ解熱剤を使用しない状態で発熱が治まり、かつ症状（咳、息切れなど）が改善してから1日間経過するまで、自己隔離する必要があります。

一方で、病気の職員が症状を示している間と症状が現れる前の2日間以内に濃厚接触（6フィート未満、15分以上）した同僚の職員、および一般市民を特定し、最後に感染した職員と接触した日から14日間、自身で検疫するように連絡し指示してください。この指示が全体的な公的リスクを増加させる人員不足を引き起こす場合、曝露されたが病気の兆候を示さない職員は、1日2回の体温と症状のチェックおよび保護マスクを着用することで職場に戻ることができます。感染制御ガイダンスには注意深く従い、曝露された職員が他の職員や一般の人々を危険にさらすことを防止してください。

8. 私は50人の方に宿泊施設を提供するホームレスシェルターの所長です。施設を頻繁に利用するゲストの一人が高熱を出し、激しい息切れを示すようになり、昨晚救急車で

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)

病院まで搬送されました。スタッフや他のゲストを保護するにはどうすればいいですか？

症状が出ている間、または症状が現れる前の2日間に、感染した人と密接に接触していた他のゲストを特定するため、すぐに対策を講じる必要があります。これには、施設内に入るために列に並んでいた際その人の近くにいた人、食事中に6フィート以内に座っていた もしくは濃厚接触した人、およびその人のベッドから半径6フィート以内のベッドに寝ている人が含まれます。濃厚接触したすべての人は可能な範囲で他のゲストから検疫する必要があります。個別のトイレを備えた個別の寝室が最も好ましい解決策です。それが実行不可能な場合は、曝露された人々を他の人から隔離する他の手段を実施する必要があります。公衆衛生局のウェブサイトの「ホームレス保護施設向けのガイダンス」という文書で 保護されたスペースを作るための提案が掲載されています。

密接に接触したゲストを適切に隔離することが不可能な場合は、ホームレスを経験した人のための公衆衛生局検疫隔離受け入れコールセンター (833) 596-1009 に連絡して、利用可能なベッドがあるかどうかと、懸念されるゲストが適正ガイドラインを満たしているかどうかを確認してください。

また、可能であれば、曝露したスタッフを自宅にて自己検疫させてください。それが不可能な場合は、曝露したスタッフにマスクの着用を促し、社会的距離措置のガイドラインと一般的な感染対策について指導を行ってください。クライアントとの接触を制限するために、あらゆる努力をする必要があります。

9. 小売業を営んでいます。店舗への入店をうまく管理し混雑は免れていますが、レジでの従業員と顧客の間の社会的距離措置をどのように実践すればいいですか？

社会的距離措置に関する公衆衛生局のガイダンスは、互いが6フィートの距離を保つことと、接触する時間を15分以内とすることを目的としています。一般的に、接触は少ないほど望ましいです。時間と距離の両方の措置に対し、可能な限り厳密に遵守することを目指してください。支払いをしている顧客がコンベヤーベルトの端に立ち、他の顧客はそこから6フィート離れて立つよう、レジ近くの床に印をつけることを検討してください。各顧客が品物の袋詰めをし、支払いを行う時にのみに前に進むこととなります。顧客が6フィートのガイドラインを守ることが難しい場合は、代替策として、レジから顧客を物理的に離す透明なバリアを各レジに設定することも可能です。従業員と顧客および他の従業員との間の直接的な接触を減らすためにできる あらゆる方法を利用することをお勧めします。